

制定 平成 25 年 4 月 1 日市長決裁
改正 平成 25 年 8 月 16 日建築計画課長決裁
平成 28 年 3 月 24 日建築計画課長決裁
平成 31 年 4 月 1 日住宅政策課長決裁
令和 2 年 3 月 19 日住宅政策課長決裁
令和 2 年 5 月 18 日住宅政策課長決裁
令和 7 年 2 月 18 日住宅政策課長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成 19 年条例第 2 号）第 3 条の規定により設置する熊本市住宅審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- (1) 居住水準の向上及び住環境の整備に関すること。
- (2) 公的住宅の供給及び管理に関すること。
- (3) 民間住宅に係る施策に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、本市の住宅政策に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 審議会は、20 名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間団体関係者
- (3) 熊本県土木部建築住宅局住宅課長
- (4) 住宅金融支援機構九州支店支店長代表者
- (5) 公募委員
- (6) 前 5 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項各号に掲げる者のほか、市長は、特別の事項又は専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、当該事項を明示して臨時委員を委嘱することができる。この場合において、第 1 項に定める委員の定数には、臨時委員の数を含まないものとする。

4 臨時委員は、当該事項が議題として審議されるときに限り会議に出席する。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の総務を掌理するものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。ただし、年度途中委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、特別の事項又は専門の事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の総数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席する委員等の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

(専門部会)

第7条 特定の事項について調査審議するため、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員等をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員等をもって充てる。

4 部会長は、専門部会の会務を総理する。

5 専門部会は、専門の事項の調査審議が終了したときは解散する。

6 部会長及び専門部会委員は、専門の事項の調査審議が終了したときは解嘱される。

(書面による会議)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うことができる。

(1) 緊急を要することから会議を開催する時間的余裕がないことが明らかである場合

(2) 前号に定める場合のほか、書面による会議を行う合理的な理由があると会長が認めた場合

2 委員の過半数からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。

3 議事について委員の全員が同意の意思表示をしたときは、審議会の議決に代えることができる。

ただし、委員が事故その他やむを得ない理由により、意思表示ができない場合はこの限りではない。

4 第1項及び第2項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同項中「会議」とあるのは、「専門部会」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第9条 審議会は、会議のために必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事の公開)

第10条 会議は、公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について調査審議を行うとき又は委員等の発議により出席する委員等の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

(事務局)

第11条 審議会の庶務は、都市建設局住宅部住宅政策課において行う。

(補則)

第12条 この規定に定めのない事項及び施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。